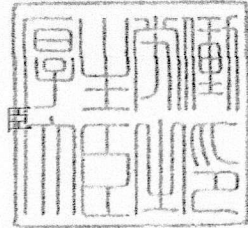


平成 年 12月 9日

様

厚生労働大臣



国民年金・厚生年金保険の支給しない理由のお知らせ (不支給決定通知書)

あなたから請求のありました次の給付（保険給付）については次の理由により支給しないことと決定しましたので通知します。

給付の種類
(保険給付の種類)

国民年金障害基礎年金

基礎年金番号

8-0

支給しない理由

請求のあった傷病名 「 」に
ついては、請求日である 平成 年10月 日 現在の障害の状態は
国民年金法施行令別表に定める程度に該当していないため支給されません。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。